


 広島新聞

のほろべっ



保母さんと日向ぼっこを楽しむ3歳未満児たち

みんな元気です

「さあ！おやつの時間ですよー」、若い保母さんの呼び声で、たくさん
の幼児が元気に集まってきました。お友達がたくさんできて明るく広い遊戯室で
も場所狭しと飛んだりはねたりして楽しそう。

増加を続ける登別市の人口ですが、中でもいちおもしろい人口の伸びを示し
ているのが鷺別地区です。お母さん方の強い要望で4月にオープンした鷺別
保育所は、施設が新しく市内の保育所では一番規模が大きくなっています。

乳児室には0歳児3名、1歳児7名、2歳児7名をおあずかりし保育室に
は、2年保育29名、1年保育49名が毎日ここへ元気よくやってきます。保母
さんは、幼児11名に対し1名の割合いで子供達の面倒を責任を持ってみてい
ますので、忙しいお母さん方には大変よろこばれています。

5

月号

1974 No. 174

ゴミ公害を追放

私たちの生活が向上するとともに、ちかごろ食料品の容器や台所用品など使い捨てをみこんだ商品が数多く出まわっています。

このような物品の使用は一面では、私たちの生活を便利で文化的なものにしていますが、反面私たちは自身ではどうして処理できないほどゴミを生じさせる原因になっています。

ところで、人口が増加の一途に

—市民みんなの手で—

ある登別市では各家庭から出されるゴミはふえる一方です。市では、ゴミを集めやすくした

り、ゴミ公害をなくするため、市民のみなさんのご協力をお願いします。

紙くずなどは家庭で処理を

ゴミの収集作業は、他の作業とちがいで多くの時間と労力のいる大変な作業ですので、ゴミを出すときにちよつと心づかいをしていた

だき、ゴミの減量、収集能力の倍加にご協力くださるようお願いいたします。

たとえば、古新聞、包装紙等の



紙くずなど簡単なゴミは、周囲の迷惑にならないよう工夫して、できるだけ家庭で処理してください。

また、お勝手から出る生ゴミは水分をよく切ってから袋に入れ、袋の口を必ずヒモやゴム輪でとめて収集日に出してください。

収集日以外の日や袋の口をとめなかったりしてゴミを出しますと犬やネコに荒され、不衛生になりしかも収集能力を低下させるうえ収集所付近の家では、大変迷惑します。



ゴミは袋につめて定められた日に収集場所に出してと能率よく収集できます。

廃棄物の再生利用を

みなさんの生活が豊かになれば必然的にゴミの量もふえてきます。これはあきらかに使い捨て時代のあらわれです。

しかし、私たちの住む地球の資源は無限ではありません。限られた資源は有効に利用し、次代をになう子孫のために残す義務があります。

まず、あなたが身近にできるも

のから始めましょう。

たとえば、

- ◎古雑誌、新聞
- ◎空ビン
- ◎鉄屑（自転車、三輪車など）
- ◎布類
- ◎むだな包装
- ◎その他

以上のものは、ゴミとして出すず資源回収業者にまわしましょう。

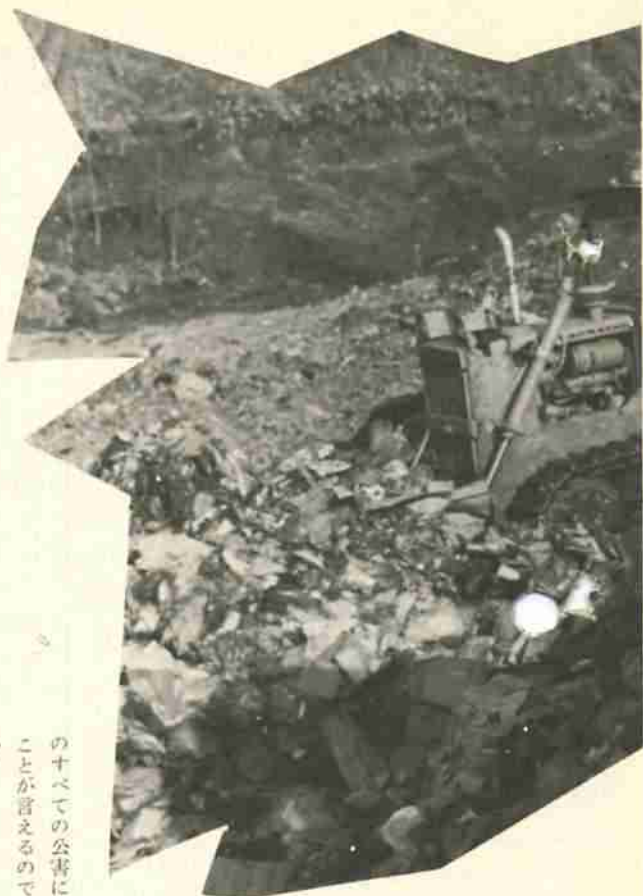
ゴミは決められた

場所にきちんと

ゴミは、定まった日、収集時間までに出すのが原則です。

ゴミ収集所は、ゴミ収集車に引

き渡すための一時留め置かれたものです。用事があって収集車が来たときには出せない人などには、



谷間も埋めつくされるゴミの山

ひとりひとりの協力で きれいな街を建設

大変便利なものですが、出す日、時間を守らないと街の美観をそこなうだけでなく、悪臭、うじ虫などの発生源になり、収集所周辺の人はたいへんな迷惑を受けること

になります。ゴミ収集所は、その地区に住む人たちの敬意によって設置されている場合が多いので、お互いに迷惑のかからないよう注意したいものです。

~~~~~

(3) ゴミをやたらに捨てる人の心の

中には「自分のまわりさえゴミがなければ」という無責任な気持ちがあるのではないだろうか。

ゴミを無責任に捨てる人は、みずから環境破壊を招いているようなもので、始めは加害者であっても、やがては自分も被害者になってしまいます。

このことは、ゴミに限らず、他

のすべての公害にも、同じようなことが言えるのではないだろうか。

「ゴミは決められた日に、決められた場所へ正しい処理で」といことばに、みなさんひとりひとりの協力で、きれいな街を建設していきましょう。

### 大そうじの実施を

市民のすべてが清潔で決定的な生活を送るには、家庭、地域社会ともに生活環境を清潔で健康的なものにし、生活の向上をはかることが必要です。

今年も春清掃の季節を迎え、各家庭とも大そうじを実施して

### モノを大切に する習慣を

昨年石油危機によるモノ不足や物価の異常高騰は、私たちの生活改善への大きなきっかけとなりました。

これまでの使い捨てを考え、生活をもう一度見直し、生活の中のむだを排除して、モノを大切にすることを身につけていきたい

みなさんの賢明な判断と実行が切に望まれているところです。



ください。清掃については、日頃手入れの届かない場所を充分整理、整頓し、大そうじにより出される不用品、不燃物、危険物等は山林、空地等に捨てないで焼却できるものは自ら処理するように心がけて公衆道徳の高揚につとめ、明るい住みよい街づくり協力してください。



すぐに  
一一〇番  
を

- ◎春の行楽シーズンになりました。例年この時期には、あき果けんか、たかり、ち漢などの犯罪が多く発生しています。
- ◎お互いに次のことを守り、被害を受けないように心がけましょう。
- ◎わが家の戸締り診断を
- ◎玄関、裏出入口、窓などの戸締りは完全ですか。
- ◎各出入口や窓には、二重に施錠してください。
- ◎南京錠は、ひと目で留守とわかりません。
- ◎はしご、箱などを家のまわりに置くとドロボーに利用されますので置場を考えましょう。
- ◎留守にするときは、隣近所によくたのんで新聞や牛乳ビンなど毎日配達されるものは、取っておいてもらうようにして下さい。
- ◎けんか、たかりなどの暴力行為を遠放ししよう
- ◎けんか、たかりなどの暴力行為を見たり、聞いたり知ったときはすぐ一一〇番してください。
- ◎ちかんに注意
- ◎暗がりや一人で歩かず、つとめて明るい道をえらんで歩いてください。
- ◎遅い時間に帰宅するときは、家族に連絡して迎えに来てもらうか、タクシーを利用しましょう。

昭和48年度一般会計予算執行状況  
目的別にみた予算執行状況

市では毎年2回財政事情をお知らせしていますが今回は48年度の前  
算が3月31日現在でどのように執行されているか図でお知らせします。

# 市の財政事情 48年度の予算執行状況

| 歳 入                        |                                                                                         | 一<br>般<br>会<br>計<br>予<br>算<br>総<br>額<br>三<br>八<br>億<br>六<br>八<br>、<br>九<br>二<br>七<br>千<br>円 | 歳 出               |                 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 8億31,398(97.2%)            | 市 税<br>(8億55,526)                                                                       |                                                                                             | 民生費<br>(7億38,374) | 5億95,663(80.7%) |
| 8億15,908(104.6%)           | 地方交付税<br>(7億80,370)                                                                     | 土 木 費<br>(5億99,880)                                                                         | 4億68,356(78.1%)   |                 |
| 5億41,107(75.0%)            | 国庫支出金<br>(7億21,372)                                                                     | 教 育 費<br>(5億14,201)                                                                         | 3億71,372(72.2%)   |                 |
| 1億10,800(17.5%)            | 市 債<br>(6億33,500)                                                                       | 総 務 費<br>(4億61,933)                                                                         | 4億12,691(89.3%)   |                 |
| 1億78,000(100.0%)           | 繰入金<br>(1億78,000)                                                                       | 公 債 費<br>(1億88,971)                                                                         | 1億88,971(99.6%)   |                 |
| 67,857(39.2%)              | 財産収入<br>(1億73,038)                                                                      | 労 働 費<br>(1億81,238)                                                                         | 1億80,133(99.4%)   |                 |
| 96,097(70.9%)              | 道支出金<br>(1億35,573)                                                                      | 農林水産業費<br>(1億11,858)                                                                        | 89,193(79.7%)     |                 |
| 1億17,181(106.8%)           | 繰越金<br>(1億09,690)                                                                       | 給 与 費<br>(7億78,294)                                                                         | 7億71,790(99.2%)   |                 |
| 2億62,076(93.0%)            | その他<br>(2億81,858)                                                                       | そ の 他<br>(2億94,178)                                                                         | 2億35,158(79.9%)   |                 |
| 収入済額<br>30億20,424千円(78.1%) | <input type="checkbox"/> 予算額 (%) 執行率<br><input checked="" type="checkbox"/> 執行済額 (単位千円) | 支出済額<br>33億13,327千円(85.6%)                                                                  |                   |                 |

国民生活特別会計



学校給食事業特別会計



土地區画整理事業特別会計



観光事業特別会計





# 教育委員会から

○目的「放送を利用して子どもの「しつけ」や「健康」について学

▽おかあさんの勉強室

○対象「市内の婦人」

○時間「一〇時〜一二時」

○利用番組「学級生の話し合いによって決定」

中央公民館では、次のとおり、各学級生を募集しています。

▽放送利用学級

○目的「ラジオやテレビ放送を、くらしに生かすために、利用の仕方

○学習方法「放送内容をテーマとして学級生で話し合い講師の助言で学習する。」

○対象「市内の婦人」

○時間「十三時〜十五時」

○目的「ユネスコ活動の一つとして、自国理解、郷土理解を深める。」

○学習方法「『日本女性史』(井上清著)をテキストとして、講師の解説をうけ、また、教室生の話し合いによってすすめる。」

○学習方法「自宅でテレビ視聴等によって自己学習をすすめる、子どもの教育の問題や相談の日を、二ヶ月一回程度おこなう。」

○利用番組「NHKお母さんの勉強室、HBC親の目子の自等の番組を利用」

○対象「幼児、小学校一年生をもつ母親」

▽日本女性史教室

○期日「六月三・六・十二・十三・十五・十七・二〇・二二・二十六日、七月三・四・八・一〇・十一・十三・十四・十七・十八・二〇・二一日(計二〇日間)」

○時間「六〇分間」

○場所「中央公民館」

※いずれも学習会の期日、内容、申込方法等は、中央公民館(T E L 五二二一・内線三三九)まで問合せください。

「電話級アマチュア無線」

技術講習会

○期日「六月三・六・十二・十三・十五・十七・二〇・二二・二十六日、七月三・四・八・一〇・十一・十三・十四・十七・十八・二〇・二一日(計二〇日間)」

○時間「六〇分間」

○場所「中央公民館」

▽市文化協会「写真部」

「華道部」個人発表会

中央公民館ロビーにおいて、写真部個人発表会をおこなっており、展示されている作品は、各

○受講料「無料」

○申込先「中央公民館(T E L 五二二一・内線三三九)」

○教材費「五〇〇円程度」

※申込みは、五月二十五日までとします。

▽児童文学読書会 (キリンの集い)

児童文学をとおして、親子の理解を深めるために、市立図書館で学習会をおこなっています。希望の方は、友達をさそいあって、お気軽に、図書館に申し込みください。

写真部個人発表会終了後、当市の発展の歴史を、「目で見る」写真展を予定しております。いまは懐かしい「幌別村」「幌別町」時代の建物や市街地、海岸線、商店街等の写真がありましたら、複写いたしたいので、中央公民館(T E L 五二二一・内線三三九)まで連絡ください。

種写真コンテストに入賞した、又、自慢の作品です。

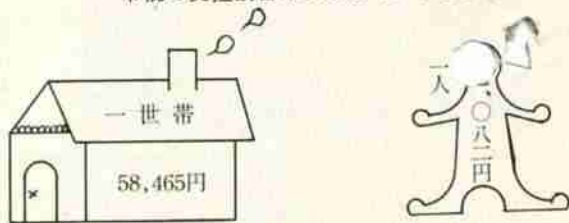
華道部による個人発表は、日頃の部活動の成果を紹介しようという事で、すばらしい作品が展示されています。六月末まで展示されていますので、買物の時にお勤めの帰りに気軽にお寄りください。

※写真部個人発表会終了後、当市の発展の歴史を、「目で見る」写真展を予定しております。いまは懐かしい「幌別村」「幌別町」時代の建物や市街地、海岸線、商店街等の写真がありましたら、複写いたしたいので、中央公民館(T E L 五二二一・内線三三九)まで連絡ください。

性質別にみた一般会計歳出予算の内訳

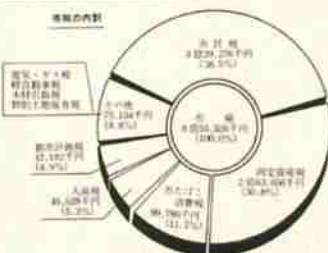


市税の負担割合は次のようになります



市有財産内訳

| 土地            | 建物          | 金員         |
|---------------|-------------|------------|
| 4,992,759.84㎡ | 105,377.45㎡ | 2億53,695千円 |



特別会計予算執行状況

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 特別会計予算総額 | 5億50,332千円        |
| 収入済額     | 3億96,876千円(72.1%) |
| 支出済額     | 4億09,673千円(74.4%) |

予算額 執行済額 (%) 執行率

# 市民の声

上覧別公営住宅には、登録ガス協同組合によりプロパンガスが供給されていますが、室蘭ガスなど比べると料金格差が大きいので安い価格の会社と契約することはできないのでしょうか。

(新生町 一市民)

室蘭ガスは簡易ガスとして国の認可を受けているため、都市ガスと同じ十割(四・五立方尺)一千二百二十八円でプロパンガスを供給していますが、登録ガス協同組合は小規模のため認可が得られず、現在ボンベ売りと同じ一千四百五十円で販売されているのが現状です。しかし、集中配管されている場合は一般より安くするのが普通なので、登録ガス協同組合に対し善処するよう申し入れています。

なお、上覧別公営住宅は同協同組合により配管が完備されたところですので、供給会社の変更については地元業者の育成とも関連するため困難ですが、現在検討中です。

(建築課)

昭和四十九年度から実施した町名地番改正に伴い各戸に番号札を配布されたことは適宜の処理と思われませんが、町名の標識板を主要

な丁目ごとに設置する計画はあるのでしょうか。

(片倉町 大久保静)

このたびの町名地番改正にあたりましては市民の皆さんのご協力により四月一日から実施することができましたが、大規模な改正でございましたので何かと迷惑をおかけしていることと思います。

しかし、できるだけご理解をさせていただくため次のことを進めております。

- 一、町名地番改正図を各戸に配付
- 二、町丁目の標示板約一、〇〇〇枚を主要交差点等に掲示
- 三、登録駅前、幌別駅前及び登録支所の三ヶ所に大きな案内板、また、その他の主要な地区十五ヶ所に小さな案内板を設置。

これらは、四月末までに完了いたしました。(都市計画課)



(川柳)

◎児童・生徒作品(ひかり学園)  
(登録厚生年金病院内)

春風におはようと云って

さんぼする 小2 島 修一

空見ればとうさん星が

光ってる 小3 泉田 潤

友達が持つてるぼくの

退院日 小4 工藤 正

ぼく達の卒業式みんな

泣いていた 小4 伊藤一朗

人形さんあなたの足と

取りかえて 小5 大道ひろみ

かあさんが帰るとよるこび

逃げてゆく 小6 桜井保夫

退院日のびて楽しい

夢破れ 中1 横山麻里

祖父の死にはじめて父の

涙見る 中1 木村広則

◎一般作品

ふるさとにいい顔だけ持ってゆき

田沢 政枝

侍せの一つに四季の花を分け

岩水 福次

背伸びした昨日を捨てて心掃く

加納 美舟

辛抱の母は怒りを喉に溜め

佐藤 良行

つまずいた足はつまずく方へ向き

畑 虹児

命日にせめて好物あげて詫び

三春日満寿

いたわりを素直に受ける日は苦い

南 佐智

歎血へ九死一生の手を合わせ

志水 点滴

特売の生地に夢のせ運ぶ針

和田 ヤエ

喜劇とは言うまい駄馬の光る汗

加藤 愛山

銀杏の一つぶ主役の茶碗むし

石山 嘉子

物言わぬ迷子の背がふるえる

菅原美保子

## 市民文芸

(俳句)

産声が五万人目の一市民

渡辺サチエ

春泥の径そのままに凍てつく夜

前田 一生

雪埋りて出す漬物でもてなさる

松重ひろ志

春暖炉あるかなしかに燃やしつき

中里 ユキ

早春の町高舞ひるつがひ膚

斎藤 鮎村

けさの茶の混味の残る鱧漬

白井長流水

崖雪解光りせ

本日のおしづく

高山 白翠

病む妻の物憂く顔や花曇り

岩水 福次

フキノトウ一つは淋し彼岸みち

土屋 静風

音のなき風にも軒の干菜鳴る

広野 広人

流水や沖より雲の凝り来し

佐藤寒帯荘

熱の唇効なくみかん浸しやる

大西 兼牛

雪割ればきこゆや芽吹くものの声

中田 睦村

旋廻のグレーンの吊荷雪嶺と合う

三田 彌波

蒼を載る雪嶺連なり樹水林

伊藤白玉石

つり船の灯を遠ざけり春の雪

丸山 初子

川波の一つ一つに日脚歩

市岡美智子

孫らの掌われと似てみし春隣

小野たかし

雪解急翔ちて鴉の野に低し

高野 冬泉

野仏の造花が真赤雪解急

木村 凍都

白衣着て苦学の道は未だ遠く

渡辺サチエ







熱心に聞き入る受講者たち

## コトモア講義で 庭木と盆栽講習会が盛況

庭木や盆栽の正しい育て方についての知識を、中央公民館が緑化運動のひとつとして四月二十四日、庭木と盆栽の育て方講習会を開きました。

講師として道立林業試験場の内武五郎樹芸樹木科長を迎えて、盆栽ブームの昨今から会場には三百人近い市民が詰めかけ、中内科長のユーモアあふれる講義に熱心に聞き入っていました。

最近では市内でも庭づくりや盆栽

の愛好者が増えていますが、あまりくわしい知識を持たずに庭木などをいじっている市民が多いということから、中央公民館は初めての試みとして樹木の専門家を招いて、この講習会を開いたものです。

講義は、植物が生長する根本原理やメカニズムをわかりやすく説明し、各種の樹木について種のまき方や土の盛り方、手入れのポイントなど自然の法則にしたがって樹木との話し合いをするつもりで十のめらなど、サンプルを使って詳しく解説しました。

参加者からは熱心に、質問が続きつぎ飛び出して、答弁する講師の中内科長も大忙し。

こうした専門的な講習会を開いたのは初めてでしたが、自己流で庭木いじりをしてきた人も多かったせいか講習会は大変好評で、皆さんが喜んでいました。



株券(2,000万円)を上田理事長に手渡し南社長(左側)

## 育英会に株券(二千万円)を寄贈

### 第一滝本館

登別温泉の第一滝本館(南太郎社長)は、四月十五日財団法人登別育英会の奨学資金にと第一滝本館の株券四万株(一株五百円)、額面二千万円を寄贈、市役所市長室で上田邦男理事長に手渡ししました。

この寄贈は、昨年十月に逝去された南邦夫前社長の遺志によるもので、株券の配当十二%で年二百

四十万円が育英会の資金に充てられることになり、向学心に燃える学生、生徒にうれしいプレゼントでした。

育英会は、現在大学生、高校生三十七人に月額五千円と二千万円を奨学金として支給していますが、来年度からはこの株券の配当で支給額、人員を大幅に増やす方針です。

## 消費生活モニターを委嘱

昭和四十九年度の登別市消費生活モニター、北海道消費生活及び物価モニター、通産省消費生活改善監視員が次の通り委嘱されました。

任期は一年で、消費生活上の苦情、意見、要望などの提出、小売物価調査、生鮮食品試買調査などの仕事をしていただきます。

登別市消費生活モニター(49・4・22付)  
温泉地区 小林衣子、藤田則江、登別地区 滝本陽子、檜垣まき子、幌別地区 逸見好子、上坂トキ、佐藤愉喜子、本川玲子、内山トヨ、大坂みどり、幌別地区 奥下スエ子、山本ミツ、加賀谷伸子、小名テル、宇佐美麗子、和田嘉子、北海道消費生活モニター(49・4・19付)  
登別地区 米山サカイ、幌別地区 掛端栄子、首藤政子、青山さち子、北海道物価モニター(49・4・19付)  
登別地区 森量子、米沢光子、幌別地区 成瀬トシ、堀江カツ、志賀真里枝、村瀬葉子、阿部タカ子、加藤スエ、磯田敦子、幌別地区 村井フサ子、工藤恵子、

通産省消費生活改善監視員  
中央町一丁目 藤江みどり

## 市の人口

(4月末現在)

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 総人口 | 50,273 | (191増) |
| 男   | 25,114 | (86増)  |
| 女   | 25,159 | (105増) |
| 世帯数 | 14,693 | (60増)  |

( )内は先月との増減



## 雑感(その一)

## 図書館利用の効果

市立図書館の誕生、それは特に意義深いものであると受けとめていた人はそう多くはいなかったと思われます。

たしかに、一年後の昨年でも多くの市民は、図書館はどこにあるのか、入館するには無料か有料かわからない状態でした。また、昔の図書館のイメージが

残っていて、利用しにくいものとして受けとられていた様です。

ところが、二年後の今日、利用者の数はいちじるしく増え続けており図書館員としては、この上ない喜びです。

開館当時は図書館存在のビールに終始し、サービス精神に徹底したことが、今になってその効果があらわれて来ていると思えます。

しかし、私達図書館員は、今後現状に甘んじていることなく、図書館の所在地以外の方々にも利用していただくために、移動図書館車の購入や分館の設置をすすめていかなければならないと考えてい

ます。

そして、市民のみなさんの図書館利用の熱意が、数がやがてはこれらの計画の実現を可能ならしめることになると思えます。

六万一千九百〇冊あり、これを一冊当り七四〇円として掛けると四千五百八十四万三千円となります。この数字から図書館総経費を差引くと、二千七百九十一万二千円という数字の上の効果が算出されます。この数字は商売に例えれば、その店の純益となり、図書館としては、市民の皆様に図書を通じて還元したということになります。

図書館活動が活発かどうかを評価する方法として、図書館利用の効率化がうまくいっているかどうかということがあげられますが、登別市立図書館では、昭和四十八年度の実績から見ても道内の上位にランクづけされるぐらいに市民からの利用が多くなっています。市民が一年間に借出した図書は

この効果を年々引上げていくことが、図書館の目的の一つでもありますので、市民のみなさんの学習権の保障をめざし、最善の努力をいたしますので、なお一層の図書館利用をおねがいたします。図書館のより一層の充実のために。

## 体力づくりメモ

## \*スポーツに親しみましょう

## 年齢とスポーツ

| 年齢     | 20才台 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 |
|--------|------|----|----|----|----|----|
| 野球     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| テニス    | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| バレーボール | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 卓球     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 短距離    | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 長距離    | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 剣道     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 柔道     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 乗馬     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| スキー    | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 水泳     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| ゴルフ    | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 登山     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 散歩     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |
| 体操     | ◆    | ◆  | ◆  | ◇  |    |    |

◆は選手として ◇はふつうのやり方  
◇は動脈硬化などない人なら軽くやってもよい。

## \*こころの病気はふえている

現代生活が複雑となり、また多忙になってきました。このような生活は、どんな人でも外からも内からも心臓を痛めたり、かき乱されたりします。そのため、こころの病気、つまり精神病や神経症(ノイローゼ)に陥る人が非常に多く、また心の異常から肉体的病気を誘発して、心身症といわれるもの、すなわち高血圧、心臓病、胃かいような病気が、年々増えています。では、その予防法はどうすればよいのでしょうか?

頭を使う人はからだを使え  
事務系の仕事をする人や頭を使って仕事をする人は、運動をしなければなりません。からだは常にバランスのとれた使い方が必要です。頭もからだの一部なのですから、大いに使いましょう。また逆に「からだを使う人は頭を使え」ということもできます。



レジャーを有効に  
レジャーは野外スポーツやハイキング、サイクリングなど、体育的なレクリエーションをいたしまししょう。工夫すれば、お金もかからないで、楽しくやれるはずで、(例えば、近くの学校の校庭を借りて、町内のスポーツ大会など)

よい趣味をもて  
音楽、絵画、園芸、お花、お茶、いけ花、文芸、日曜大工など、なんでもよいのです。よい趣味をもつて、毎日を楽しむことがたいせつなことなのです。

意欲をもって仕事せよ  
自分の仕事にはりあいをもちつことは、毎日の生活の大きな部分だけに重要な意味をもっています。意欲をもって前進しまししょう。



ただでさえ、うっとうしいこのごろは、こうした心身の過労が重なって、ふだん何でもなかったことでも、何となく気分がすぐれない……といったことがあります。ひとりでもがまんしてないで、いちど専門医に診察してみてもらうことをおすすめします。いつまでも元気で、明るい家庭をつくらためにも。

## 暮らしのしおり



これからの季節は、おとなにとつてはうっとうしく、何となく不安な感情におそわれ、いらいらしくてくる季節です。

むかしの子供たちは、雨の日は家の中で遊ぶのが習慣でしたが、今の子供は雨にぬれることなんか少しも気にしません。雨の日でも少しぐらゐの雨ならカサもささずに飛び出して子供らしいのしさをみつけて出しています。あげく、ぬかるみに足をつっこんだり、背中までハネをあげたり、ところかまわずしゃがみこんだりして遠慮なく汚して帰ってきます。

ちいさいお子さんのいるお母さんは、雨の日のお買物も大へんなお仕事のひとつです。こどもの手をひき、かさをさして、車にも気を使わなければなりません。ただでさえ、うっとうしいこのごろは、こうした心身の過労が重なって、ふだん何でもなかったことでも、何となく気分がすぐれない……といったことがあります。ひとりでもがまんしてないで、いちど専門医に診察してみてもらうことをおすすめします。いつまでも元気で、明るい家庭をつくらためにも。



# おしらせ

49. 5. 15  
頁. 52

## 市税条例改正

昭和四十九年度の税制改正により、市税条例の一部が改正されましたので、主なものを紹介します。

### 一 個人市民税

個人負担の軽減をはかるため基礎控除を十六万円から十八万円、配偶者控除を十五万円から十八万円、扶養控除を十二万円から十四万円に引上げられました。

なお、課税最低限の表一をご参考ください。

○障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税範囲が、四十三万円以下から五十万円に拡大されました。

○勤労者の退職所得控除額が八百万円から二千万円に引上げられました。

表二を参考にしてください。

なお、この適用は、昭和四十九年一月一日以後に支払われた退職手当より適用されますので、四月一日前に退職手当の支払いを受けた方は、納付税額が過納になることがありますので、所定の手続きをして、還付を受けてください。

なお、退職所得税は、六月三十日までに還付請求書を税務署に提出してください。

### 二 法人市民税

市民税の法人税割の税率が、百分の十・七より百分の十四・五に引上げられました。

なお、この税率は昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分より適用されます。

### 三 固定資産税

日常生活に最少限度必要と認められる小規模の住宅用地、個人が所用する非住宅用地の税負担が緩和されました。

(1)小規模住宅用地（一住居当り二百平方メートル以下の住宅用地）

住宅用地については、現行評価額の二分の一が課税標準とされていましたが、今回の改正に伴い、小規模住宅用地については、昭和四十九年度から、更に軽減措置がとられ、評価額の四分の一を課税標準とされました。

ただし、この適用は二百平方メートルの部分に適用され、それを超える部分については現行どおりです。

また、この適用を受ける方々は申告の義務がありますので届出願います。

### (2)個人の非住宅用地

個人の非住宅用地については、

昭和四十九年度および昭和五十年年度に限り、現行による税額が前年度の税額の一・五倍を超えるときは、一・五倍の額とされました。

ただし、昭和四十九年度において前年度の税額の一・五倍の額が評価額に基づく税額の百分の三十の額に満たないときは、百分の三十の額とします。

昭和五十年年度において、前年度の税額の一・五倍の税額が評価額に基づく税額の百分の六十の額に満たないときは、百分の六十の額とされます。

### 四 軽自動車税

軽自動車税の減免措置で現行の身体障害者と同様、精神薄弱者を有する者についても適用されるようになりまし。

### 五 電気ガス

電気とガスの消費状況により、電気税とガス税に分離され、税率の引下げ、免税点の引上げの税負担の軽減が図られました。

(1)税率については、電気税は現行の六%、ガス税は六%から五%。

(2)免税点については、電気税が一千元を一千二百円に、ガス税は二千円を二千七百円になりました。

### 六 国民健康保険税

(1)課税限度額が八万円から十万円に引上げられました。

(2)みなす世帯については、資産割額についても新たに減額の対象とされました。

以上が主な改正内容ですが、詳細については、市税務課税務係にお問い合わせください。

## 納税通知書等は

旧住所で送付

町名地番改正は4月1日から、

実施されておりますが、税務課では、市民税、資産税台帳など、諸台帳の書替え事務に、相当の日数を要する関係から、本年度の納税通知書等は、改正前の町名地番で送付することとしておりますので、御了承下さい。(税務課)

## バスケットボール

教室に参加しよう

バスケットボール愛好者のために、次のとおりバスケットボール教室を開催しますので、多数参加ください。

### ○日時

昭和四十九年五月二十六日  
午前九時三十分より

### ○場所

幌別中学校体育館

### ○参加対象

市内の中学生、高校生、一般の男女

### ○講師

小林幸雄氏（小林幸雄氏は札幌光星高校卒業後、クワザワ商会の選手として活躍、北海道を代表する一流選手です）

なお、参加者は運動靴、昼食を持参のうえ当日会場に集合してください。

改正による市民税の課税最低限（給与所得者）

表一

| 区分        | 構成 | 独身者      | 夫婦子2人     |
|-----------|----|----------|-----------|
| 現行(A)     |    | 353,271円 | 865,766円  |
| 改正(B)     |    | 403,258  | 1,016,000 |
| 引上げ額(B-A) |    | 49,987   | 150,234   |

(注) 収入金額に応じて一定の社会保険料を加味して計算しております。

表二

| 勤続年数    | 現行        | 改正        |
|---------|-----------|-----------|
| 10年まで   | 1年につき10万円 | 1年につき20万円 |
| 10年～20年 | 20万円      |           |
| 20年～30年 | 30万円      | 1年につき40万円 |
| 30年超    | 40万円      |           |

## 青年学園生募集

市教育委員会では、昭和四十九年度の青年学園生を募集しております。

青年学園は、青年男女が気軽に集まって、自分達のことや、知りたいと思うことを中心に、みんなで学習したり、話し合ったりする場です。

職場の友達、学校時代の友達など、みんな誘いあって青年学園に入ってください。

資料、申込書など用意しておりますので、市教育委員会体育青少年課へ連絡くだされば、すぐにお送りします。

### ☆開設期間

昭和四十九年四月～翌年三月迄

### ☆開設場所

登別市青少年会館、中央公民館

### ☆入園資格

勤労青年で、二十五才未満の方

### ☆申込期間

五月二十日までに、市教育委員会体育青少年課まで連絡ください。

なお、学園は年度途中でも入園できます。

## 新町名地番は正確に

市では四月一日から町名地番を改正しました。

新しい住所は各世帯にお知らせいたしました。未だにご理解をいただけないようにも見られますので、あらためて、お知らせとお願いをいたします。

一 新しい町名地番は四月一日から必ず使用してください。

新しい住所の書き方は、「○○町○丁目○番地○」となります。

「○番○号」とはなりませんので、ご注意ください。

二 新住所の通知がなかった方は市窓口、各支所又は都市計画課にお問い合わせください。

この場合旧住所の地番及び子番地まで正確に連絡してください。

(例、来馬町六十七番地というのではなく、来馬町六十七番地の三と子番地まで正確に)

なお、最近転入された方、移転された方で、住所がわからない方もお問い合わせください。

また、住民届けを正確にされなかったために、新住所をつけられず通知できない方や通知がつかなかった方など、多数ありましたので通知がなかった人はもう一度住所を確かめてください。

三 お送りした地番表示板は、必ずみやすいところにつけてください。

表示板の左側の数字は地番で右側は子番地です。

なお、表示板に疑問がありますたらお問い合わせください。

また、お送りした表示板が間違いないのがあってご迷惑をおかけいたしました。

四 土地の登記について  
土地の所有者で、町名地番改正に関係ある方には、市へ

町名地番を新旧対象でお知らせいたしました。登記の住所変更については、現在お持ちの権利書に關係なく、法務局で変更しております。(新しい町名地番の変更申請は必要ありません)

しかし、所有権の表示している住所の欄は、法務局でも変更できませんので申請しなければなりません。

この場合、現住所と登記と同一のものでなければ、市で発行の無料証明書は使用できません。(住所が途中で変っているもの、正確な住所で登記していないものは、普通の申請が必要です)

また、この登記手続きは、必ずしなければならぬというものはありませんので、必要に応じ手続きしてください。

五 自動車運転免許証の住所変更は、市で証明を発行しておりますが、直ちに変更手続きをしなくてもよいです。

免許証更新時でも、住所変更はよいとのこと。

六 新住所は、知人その他関係者にお知らせのことと思えますが郵便局、銀行等の預金通帳の住所、電話等の住所など、いろいろな機関にも忘れず正確な住所を通知してください。

しつこいようですが、もう一度旧地番を確認し、新住所に誤りがないかを確かめてください。

(都市計画課)

## 五月下旬の

### 予防接種

五月下旬の予防接種を次の日程表によりおこないますが、つぎのことに注意して受けるようにしてください。

◎種痘を受けて一ヶ月を経過していない乳幼児は、他の予防接種は受けられません。

◎体温は家庭で計ってきてください。

◎赤ちゃん検診

市では、医師、保健婦、栄養士

による赤ちゃん検診を、つぎの日程でおこないますので、母子手帳を必ず持参してください。

### ◎対象児

昭和四十九年一月生、昭和四十九年二月生、の乳児

※鷺別地区は二月生の乳児のみ。

### ◎内容

計測、診察、栄養指導、育児指導

### ◎用意するもの

変えオムツ、バスタオル、通知ハガキ

| 実施場所   | 時間        | 予防接種名       |             |       |
|--------|-----------|-------------|-------------|-------|
|        |           | 生ワクチン       | 三種混合        | 破傷風   |
| ひまわり園  | 1:00~1:30 | 5月22日       |             |       |
| 別支所    | 2:00~2:30 | 5月22日       |             |       |
| 富浜児童館  | 1:00~1:30 | 5月21日       |             |       |
| 中央公民館  | 1:00~1:30 | 5月16日23日30日 | 5月16日23日30日 | 5月30日 |
| 登別支所   | 1:00~1:30 | 5月22日       |             |       |
| 登別温泉支所 | 2:00~2:30 | 5月21日       |             |       |

| 実施月日  | 受付時間        | 実施場所  | 対象地区              |
|-------|-------------|-------|-------------------|
| 5月24日 | 12:00~12:30 | 鷺別支所  | 鷺別支所管内            |
| 5月21日 | 12:30~13:00 | 登別支所  | 登別温泉支所 管内<br>登別支所 |
| 5月17日 | 12:30~13:00 | 中央公民館 | 上記以外の地区           |



# あしらせ

49. 5. 15  
 号. 52

## 市税条例改正

昭和四十九年度の税制改正により、市税条例の一部が改正されましたので、主なものを紹介いたします。

### 一 個人市民税

個人負担の軽減をはかるため基礎控除を十六万円から十八万円、配偶者控除を十五万円から十八万円、扶養控除を十二万円から十四万円に引上げられました。

なお、課税最低限の表一をご参考ください。

○障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税範囲が、四十三万円以下から五十万円に拡大されました。

○勤労者の退職所得控除額が八百万円から一千万円に引上げられました。

表二を参考にしてください。

なお、この適用は、昭和四十九年一月一日以後に支払われた退職手当より適用されますので、四月一日前に退職手当の支払いを受けた方は、納付税額が過納になることがありますので、所定の手続をして、還付を受けてください。

なお、退職所得税は、六月三十日までに還付請求書を税務署に提出してください。

### 二 法人市民税

市民税の法人税割の税率が、百分の十・七より百分の十四・五に引上げられました。

なお、この税率は昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分より適用されます。

### 三 固定資産税

日常生活に最少限度必要と認められる小規模の住宅用地、個人が所用する非住宅用地の税負担が緩和されました。

(1)小規模住宅用地(一住居当り二百平方メートル以下の住宅用地)

住宅用地については、現行評価額の二分の一が課税標準とされていましたが、今回の改正に伴い、小規模住宅用地については、昭和四十九年度から、更に軽減措置がとられ、評価額の四分の一を課税標準とされました。

ただし、この適用は二百平方メートルの部分に適用され、それを超える部分については現行どおりです。

また、この適用を受ける方々は申告の義務がありますので届出願います。

### (2)個人の非住宅用地

個人の非住宅用地については、

昭和四十九年度および昭和五十年に限り、現行による税額が前年度の税額の一・五倍を超えたときは、一・五倍の額とされました。

ただし、昭和四十九年度において前年度の税額の一・五倍の額が評価額に基づく税額の百分の三十の額に満たないときは、百分の三十の額とします。

昭和五十年年度において、前年度の税額の一・五倍の税額が評価額に基づく税額の百分の六十の額に満たないときは、百分の六十の額とされます。

### 四 軽自動車税

軽自動車税の減免措置で現行の身体障害者と同様、精神薄弱者を有する者についても適用されるようになりまし。

### 五 電気ガス税

電気とガスの消費状況により、電気税とガス税に分離され、税率の引下げ、免税点の引上げの税負担の軽減が図られました。

(1)税率については、電気税は現行の六%、ガス税は六%から五%。  
 (2)免税点については、電気税が一千元を一千二百円に、ガス税は二千円を二千七百円になりました。

### 六 国民健康保険税

(1)課税限度額が八万円から十万円に引上げられました。  
 (2)みなす世帯については、資産割額についても新たに減額の対象とされました。

以上が主な改正内容ですが、詳細については、市税務課税務係にお問い合わせください。

改正による市民税の課税最低限 (給与所得者)

表一-1

| 区分        | 構成 | 独身者      | 夫婦子2人     |
|-----------|----|----------|-----------|
| 現行(A)     |    | 353,271円 | 865,766円  |
| 改正(B)     |    | 403,258  | 1,016,000 |
| 引上げ額(B-A) |    | 49,987   | 150,234   |

(注) 収入金額に応じて一定の社会保険料を加味して計算しております。

表一-2

| 勤続年数    | 現行        | 改正        |
|---------|-----------|-----------|
| 10年まで   | 1年につき10万円 | 1年につき20万円 |
| 10年~20年 | " 20万円    |           |
| 20年~30年 | " 30万円    | 1年につき40万円 |
| 30年超    | " 40万円    |           |

## 納税通知書等は

旧住所で送付

町名地番改正は4月1日から、実施されておりますが、税務課では、市民税、資産税台帳など、諸台帳の書替え事務に、相当の日数を要する関係から、本年度の納税通知書等は、改正前の町名地番で送付することとしておりますので御了承下さい。(税務課)

## バスケットボール

教室に参加しよう

バスケットボール愛好者のために、次のとおりバスケットボール教室を開催しますので、多数参加ください。

### ○日時

昭和四十九年五月二十六日  
 午前九時三十分より

### ○場所

幌別中学校体育館

### ○参加対象

市内の中学生、高校生、一般の男女

### ○講師

小林幸雄氏 (小林幸雄氏は札幌光星高校卒業後、クワザワ商会の選手として活躍、北海道を代表する一流選手です)

なお、参加者は運動靴、昼食を持参のうえ当日会場に集合してください。

## 青年学園生募集

市教育委員会では、昭和四十九年度の青年学園生を募集しております。

青年学園は、青年男女が気軽に集まって、自分達のことや、知りたいと思うことを中心に、みんなで学習したり、話し合ったりする場です。

職場の友達、学校時代の友達など、みんな誘いあって青年学園に入ってください。

資料、申込書など用意しておりますので、市教育委員会体育青少年課へ連絡くだされば、すぐにお送りします。

### ☆開設期間

昭和四十九年四月～翌年三月迄

### ☆開設場所

登別市青少年会館、中央公民館

### ☆入園資格

勤労青年で、二十五才未満の方

### ☆申込期間

五月二十日までに、市教育委員会体育青少年課まで連絡ください。

なお、学園は年度途中でも入園できます。

## 新町名地番は正確に

市では四月一日から町名地番を改正しました。

新しい住所は各世帯にお知らせいたしました。未だにご理解をいただいていないようにも見られますので、あらためて、お知らせとお願いをいたします。

一 新しい町名地番は四月一日から必ず使用してください。

新しい住所の書き方は、「○○町○丁目○番地○」となります。

「○番○号」とはなりませんので、ご注意ください。

二 新住所の通知がなかった方は市窓口、各支所又は都市計画課にお問い合わせください。

この場合旧住所の地番及び子番地まで正確に連絡してください。

(例、来馬町六十七番地というのではなく、来馬町六十七番地の三と子番地まで正確に)

なお、最近転入された方、移転された方で、住所がわからない方もお問い合わせください。

また、住民届けを正確にされなかったために、新住所をつけられず通知できない方や通知がなかった方など、多数ありましたので通知がなかった人はもう一度住所を確かめてください。

三 お送りした地番表示板は、必ずみやすいところにつけてください。

表示板の左側の数字は地番で右側は子番地です。

なお、表示板に疑問がありましてらお問い合わせください。

また、お送りした表示板が間違いないなどあってご迷惑をおかけいたしました。

四 土地の登記について

土地の所有者で、町名地番改正に関係ある方には、市か

し、町名地番を新旧対象でお知らせいたしました。登記の住所変更については、現在お持ちの権利書に

関係なく、法務局で変更しております。(新しい町名地番の変更申請は必要ありません)

しかし、所有権の表示している住所の欄は、法務局でも変更できませんので申請しなければなりません。

この場合、現住所と登記と同一のものでなければ、市で発行の無料証明書は使用できません。(住所が途中で変っているもの、正確な住所で登記していないものは、普通の申請が必要です)

また、この登記手続きは、必ずしなければならぬというものはありませんので、必要に応じて手続きしてください。

町名地番を新旧対象でお知らせいたしました。登記の住所変更については、現在お持ちの権利書に

関係なく、法務局で変更しております。(新しい町名地番の変更申請は必要ありません)

しかし、所有権の表示している住所の欄は、法務局でも変更できませんので申請しなければなりません。

この場合、現住所と登記と同一のものでなければ、市で発行の無料証明書は使用できません。(住所が途中で変っているもの、正確な住所で登記していないものは、普通の申請が必要です)

また、この登記手続きは、必ずしなければならぬというものはありませんので、必要に応じて手続きしてください。

五 自動車運転免許証の住所変更は、市で証明を発行しておりますが、直ちに変更手続きをしなくてもよいです。

免許証更新時でも、住所変更はよいとことです。

六 新住所は、知人その他関係者にお知らせのことと思えますが郵便局、銀行等の預金通帳の住所、電話等の住所など、いろいろな機関にも忘れず正確な住所を通知してください。

しつこいようですが、もう一度旧地番を確認し、新住所に誤りがないかを確かめてください。

(都市計画課)

## 五月下旬の

### 予防接種

五月下旬の予防接種を次の日程表によりおこないますが、つぎのことに注意して受けるようにしてください。

◎種痘を受けて一ヶ月を経過していない乳幼児は、他の予防接種は受けられません。

◎体温は家庭で計ってきてください。

◎用意するもの  
変えオムツ、バスタオル、通知ハガキ

赤ちゃん検診  
市では、医師、保健婦、栄養士

◎内容  
計測、診察、栄養指導、育児指導

◎対象児  
昭和四十九年一月生  
昭和四十九年二月生(の乳児)

※警別地区は二月生の乳児のみ。

による赤ちゃん検診を、つぎの日程でおこないますので、母子手帳を必ず持参してください。

予防接種名

生ワクチン

三種混合

破傷風

実施場所

時 間

ひまわり園

別支所

富浜児童館

中央公民館

登別支所

登別温泉支所

5月22日

5月21日

5月16日23日  
30日

5月22日

5月21日

5月30日

5月24日

5月21日

5月17日

12:00~12:30

12:30~13:00

12:30~13:00

警別支所

登別支所

中央公民館

警別支所管内

登別温泉支所  
管内

上記以外の地区